

## ○建築基準法施行令第2条第1項第8号の屋上部分の取扱い

下記の取扱いにより、例えば屋根等を有しない屋上部分を駐車場として利用する建築物で、屋根等を有する屋上部分から当該駐車場に出入りするものであっても、階数に算入されないことと取り扱う。

なお、この取扱いは、日本建築行政会議により全国的な取扱いが示されるまでの取扱いとする。

### 階数に算入しない屋上部分

・「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するものは以下のとおりである。

◆「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分」の例

- 昇降機塔、装飾塔、物見塔
- 用途上、機能上及び構造上、屋上に設けることが適当な各種機械室
- 上記に付属する階段室、廊下等
- 昇降機の利用のための乗降ロビー
- 屋上部分の利用のための階段室

#### 【解説】

- ・屋上部分とは、昇降機塔、装飾塔、物見塔等のように、建築物と構造上一体的で、その用途・機能・構造上、屋上に設けられるものである。
- ・各種機械室については、EV 機械室が昇降機塔として参入しないことを踏まえ、屋上に設けることが適当な各種機械室についても同様に取り扱うものとする。
- ・階段室については、令第2条第1項第6号のロの条文の中で「階段室」ということばが使われており、同項第8号では使われていないので、「階段室」は含まれないのではないかという解釈もあるが、実態上は、昇降機塔等と同様であるので、含まれるとして取り扱う。
- ・乗降ロビーにおいては、昇降路と切り離すことができないものであり合わせて昇降機塔と取り扱う。
- ・これらの部分は、屋上部分の利用の有無に関わらず建築物の「階数」に算入しないが、「(PH) 階」には該当するので、その部分の床面積は、延べ面積に算入する。

#### 【参考】

- ・日本建築行政会議基準総則部会 平成27年度報告書